

すずかぜ新聞

平成28年11月

発行：理士法人すずかぜ
〒937-0068 魚津市本新町27-17
tel 0765-24-2210 fax 0765-24-2995
Eメール：ringo@ishiharakaikai-compass.jp
HP：http://www.suzukaze-group.jp
「すずかぜ」で検索

「約束」

石原 知二

人は、約束と無縁で生きていくことはできません。会社に勤める、商売をする、お金を借りる、結婚をするなど、全て約束は守るという前提で成り立っています。

人は、基本的に約束を守ろうとします。それは、約束を破ると何らかの罰が自分に課せられるからかもしれません。

例えば、信用を失う、怒られる、違約金を課せられるなど、約束を破るとその代償を支払うことになります。

それでは、自分と自分自身との約束はどうでしょうか？明日から晩酌をやめる、毎日本を1冊読むなどを心に決めることは自分との約束と言えます。

自分の心の中で決めた約束は、誰にもわかりません。約束を破っても誰にも迷惑がかからないし、ペナルティーを課せられることもありません。自分を拘束するものは自分の意志だけです。そうすると、自分で心に決めたことをやり遂げられない人間は、「意志が弱い」ということになりそうです。

でも、人間の心はもともと弱いものではないでしょうか。誰だって嫌なこと、苦手なことは自分に言い訳しながら先延ばしにします。「それでいて人には厳しい」これが普通の姿でしょう。いや、だから仕方がないと諦めるのではなく、「人間は弱いものである」ことを前提にした上で、どうしたら自分との約束を実現できるのかを、考えるほうがよいのではないかと思います。

実現したいことを心で決めるときは、危機感であったり、欲求であったりと何らかのきっかけがあった筈です。

しかし、そのきっかけ（動機）は、時間が経つにつれ、当初のインパクトは薄らいでしまい、心で決めたことへの意欲も下がってしまうのではないかと考えられます。

そうであれば、その動機となった危機感や欲求を常に高める工夫を続ければ、いつかは自分の約束を実現できるのではないのでしょうか。

人間は弱いものであるがゆえに、自分自身を意欲的に鼓舞する必要があると思います。

我が家のハロウィン



追分家ではささやかなハロウィンパーティーをしました。

(有)中村蒲鋒さんの細工蒲鋒♪



一雨ごとに寒さが増し、随分と寒くなってきました。気づけば、もう11月です。11月を調べて見ました。

1年12か月の第11番目の月。節は初冬で、月初めの7、8日ごろには立冬の日があり、野山の風景のみならず、家々のなかにも冬めいた感じの漂う季節である。陰暦11月は霜月ともいい、冬もすっかり深まって、霜の厳しく降りる季節であるが、陽暦では1年のなかでももっとも気候の変化が少なく、**穏やか**で春のような暖かい、いわゆる**小春日和**（こはるびより）の日々が続くころにあたり、人々が美しい自然の風物を求めて野山に遊ぶ行楽の季節でもあるとありました。天気が良かったら、紅葉を楽しむのもいいですね。でも、くれぐれも熊には、気を付けてください。

今年も残すところあと2か月 やり残したことはありませんか？



チェックしておこう！！

□ふるさと納税

ふるさと納税とは、自分が貢献したいと思う自治体へ寄付金をした場合、自己負担額の2,000円を除いた全額（一定の制限があります）が住民税と所得税から控除される制度です。寄付をした自治体からは、寄付のお礼が受け取れるため、実質2,000円で寄付をした自治体の特産物がもらえる制度となっています。ふるさと納税の平成27年度（27年4月～28年3月）の自治体の受入金額は165.5億円（前年比4.5倍）、受入件数は72.6万件（前年比3.8倍）となっており、多くの方がふるさと納税を利用しています。

まだふるさと納税を利用していない方はぜひご検討ください。



□非課税枠内での贈与



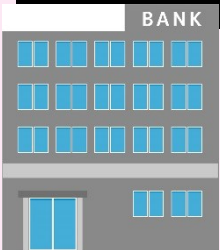
贈与税は、1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら、かかりません。贈与税の計算は、受贈者ごとに計算されますので、複数の人に対し贈与する場合でも、1人あたり110万までの贈与であれば、無税で贈与することができます。今年の贈与税の対策がまだの方は、年内までにご検討ください。

□高額医療費の支払い

医療費控除の対象は、実際に支払いのあった日付（領収日）で判断されるので、いつ治療や診察を行なったのかは関係ありません。今年、行なった治療でも支払いが来年になってしまった場合は、今年の医療費控除は受けられません。



□社会保険料、中小企業倒産防止共済の支払い



社会保険料、中小企業倒産防止共済の支払い、また、このように前納した保険料です。来年の国民年金を前納した場合も今年分の社会保険料控除として申告することができます。また、中小企業倒産防止共済の前納を希望する場合は、その都度、申請する必要があります。したがって、去年1年分の掛金を前納した方が、今年も前納を希望する場合は、前納した掛金の各月への充当が終了するまでに、再度『前納申出書』を提出する必要があります。

募集中

すずかぜ新聞の裏面に記事を書かせてみませんか？
随時募集しております。